

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表(女性活躍推進法第21条関係)

特定事業主名: 曾於市

令和8年7月公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.50%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	84.80%
全職員	66.20%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	110.60%
本庁課長補佐相当職	94.80%
本庁係長相当職	93.50%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.00%
31～35年	89.40%
26～30年	93.80%
21～25年	93.00%
16～20年	84.30%
11～15年	92.50%
6～10年	96.50%
1～5年	92.00%

【説明欄】

・職員の給与は、条例の定める給料表や手当額に基づき決定されており、制度上は男女の差異は生じません。
・扶養手当、住居手当、超過勤務手当について、男性職員の受給額が女性職員より多く、こうした受給状況の差異が男女の給与の差異に影響を与えています。
・「本庁部局長・次長相当職」については、該当する役職段階がないため「—」としています。
・「全職員」の男女の給与の差異は、女性のパートタイム会計年度任用職員の比率が高いことにより、相対的に差異が大きくなっています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	10.70%

【説明欄】

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	10.70%
本庁課長補佐相当職	10.00%
本庁係長相当職	23.50%

【説明欄】

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	50 %
女性	100 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	- %
女性	- %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満			- %	- %
1週間以上2週間未満			- %	- %
2週間以上1月以下	80.00 %		- %	- %
1月超3月以下	20.00 %		- %	- %
3月超6月以下			- %	- %
6月超9月以下			- %	- %
9月超12月以下		87.50 %	- %	- %
12月超24月以下		12.50 %	- %	- %
24月超			- %	- %

【説明欄】

--

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	6.4 時間／月
内部部局等以外	－ 時間／月

【説明欄】

女性活躍推進法に基づく 女性職業選択に資する情報の公表

（曾於市：R8公表）

項目		数値	データの時点
女性職員の採用割合		55.6%	R8.4.1
採用試験の受験者の女性割合		38.2%	R7年度
中途採用の実績	男性	0.0%	R7年度
	女性	0.0%	R7年度
男女別の平均継続勤務年数	男性	19.7年	R8.4.1
	女性	17.1年	R8.4.1
男女別の育児休業取得率	男性	50.0%	R7年度
	女性	100.0%	R7年度
男性の配偶者出産休暇（出産補助休暇）取得率		100.0%	R7年度
男性の育児参加休暇取得率		70.0%	R7年度
職員の女性割合		28.2%	R8.4.1
超過勤務の状況（一人当たり・一月あたり）		6.4時間	R7年度
年次有給休暇の平均年間取得日数		13.7日	R7年度
管理的地位にある職員の女性割合		10.7%	R8.4.1
各役職段階の職員の女性割合	課長級	10.7%	R8.4.1
	課長補佐級	10.0%	R8.4.1
	係長級	23.5%	R8.4.1